

令和5年度当別町社会福祉協議会事業計画

近年、少子高齢化・人口減少、介護や経済格差に伴う貧困問題、地域社会からの孤立などへの対応が求められている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、つながりの希薄化や生活困窮状態の深刻化を加速させ、様々な分野の課題が絡み合って複雑化・多様化しており、このことから複合的な支援や、複数分野（関係機関）での連携による対応が必要となるケースが増えてきております。

このような中、当別町社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な組織として、住民はじめ福祉団体、関係機関等との協働により、引き続き地域生活課題の解決に取り組んでいくために、第7期地域福祉実践計画（令4年度～令8年度）の基本目標“みんなで支え、みんなで助け合い、みんなが安心できる地域づくり”を基に47の具体的な実践事業を推進してまいります。

これら事業のうち、一昨年、昨年と新たに受託して実施している成年後見支援事業、生活困窮者自立相談支援事業及び生活支援体制整備事業の3事業については、地域生活課題の解決に取り組んでいかなければならない大切な事業となります。

「成年後見支援事業」は、令和3年度から当別町と新篠津村より受託し、高齢者や障がい者が住み慣れたまちで自分らしく安心して生活していくことを目途に、成年後見制度の普及啓発に努め、制度の利用相談、申立支援、市民後見人養成講座等の事業を広域的に取り組んでまいります。

「生活困窮者自立相談支援事業」は、これも令和3年度から北海道石狩振興局より受託し、仕事や生活の困りごとや不安を抱えている人からの相談を受け付けして、相談者と一緒に自立に向けた目標や支援プランを作成するとともに、専門機関と連携して課題解決に向けた支援に努め、この事業も広域的に取り組んでまいります。

「生活支援体制整備事業」は、令和4年度から当別町より受託し、生活支援コーディネーターを配置して住民、福祉関係団体など様々な人々と連携、協力しながら、高齢者の生活課題や支援ニーズを掘り起こし、それらの解決や対応に向けた支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の支援（促進）に取り組んでまいります。

この他、高齢者等のための配食サービス・買物支援等の在宅福祉事業、介護保険サービス、障がいサービス事業、地域支え合い活動・見守り活動等の地域福祉事業、サロン活動などの介護予防事業、共同募金事業、ボランティア活動に係る事業等々、それぞれの目的を達成させるために、令和5年度においても引き続き推進するよう努めてまいります。

次に、第7期地域福祉実践計画に基づき令和5年度の重点事業を説明いたします。

【重点推進事業】

1. みんなが安心して暮らせる地域づくり

○ 在宅福祉事業の推進

在宅で福祉サービスを必要とする方々に対し、配食サービス事業など在宅福祉サービスを実施します。

また、買い物支援などの支え合いの仕組みづくりとして、見守りと傾聴を行い地元商店と連携し、買い物御用聞きサポート事業の実施と昨年地区を指定し、買い物送迎サービス事業を本格的に展開します。

○ 権利擁護の推進

福祉サービスの利用や生活費の管理などの不安を抱えている方を対象に、その支援や必要な書類の預かりや金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業を継続して実施します。

また、認知症や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう「成年後見支援センター」を設置し、町村協定に基づき広域な成年後見制度の普及や啓発と円滑な制度運用ができる体制づくりに努めます。

○ 生活支援体制整備の推進

地域で生活支援サービスを担う事業主体と連携するために、生活支援コーディネーターを配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図ります。

○ 生活困窮者世帯への支援（広域連携）

地域で生活課題や福祉課題などを抱えて暮らしている方々に対して、安心して地域で生活が出来るよう、誰もが相談しやすい窓口体制の充実に努めます。

支援が必要な方に対して現状と課題を把握し、自立した生活が送れるように包括的・継続的な相談支援を行います。

また、当別町・新篠津村での広域において、生活困窮者世帯への生活安定や自立を促進するため、個々の状況に応じて幅広く相談を行うよう関係機関と連携し資金貸付などの支援を行うとともに、北海道社会福祉協議会を中心に広域的に取り組んでいる「生活困窮者等に対する安心サポート事業」「就労準備支援事業」など緊急対応ができる体制づくりを進めます。

○ 介護保険等（受託）業務の推進

当別町から委託を受け、デイサービス、介護ホームヘルプサービス、自立支援ホームヘルプサービスを実施していますが、積極的に利用者の受け入れを図るため、職員体制の充実とサービスの提供に努めます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活を送られるように利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、法改正により介護予防のデイサービス、ホームヘルプサービスについては、様々な形態が制度化されたためサービスの在り方について検討していきます。

2. みんながつながる地域づくり

○ 地域福祉事業の推進

高齢者の増加に伴い、地域での見守り活動の基盤強化を進め、各町内会・自治会への福祉委員の複数設置を図り、地域での見守り活動の中から在宅高齢者の実態把握に努めます。

なお、これらの活動の中から援護を必要としている方の早期発見に努め「閉じこもり」や「孤立死」を防ぐための、ふれあい・いきいきサロン事業や町内会・自治会に対する地域支えあい活動助成事業を引き続き実施します。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）等への対応

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごすこと、誰でも気軽に参加・交流できることを目的に、「介護予防サロン」等を継続的に開催します。

3. みんなが参加できる地域づくり

○ ボランティア活動の啓発・人材育成

ボランティア活動に関心を持ってもらうため、周知方法の検討や個人、団体ボランティア登録の強化推進を図ります。

また、生活支援体制整備事業との連携により、幅広いボランティア活動へのコーディネートを図ります。

○ 福祉教育の推進

青少年に対して、福祉に対する理解や思いやりの心を育んでもらうため、ふくしワークキャンプ事業や学校と連携した福祉教育の場の提供に努めます。

○ 除雪ボランティアの実施

自力で自宅の除雪が困難な高齢者や身体障がいのある方に、地域で安心して生活できるよう地域住民のボランティア活動による除雪を実施します。

また、町内企業との連携により、除雪に対する情報発信に努めます。

○ 災害ボランティア活動の推進

日頃から災害発生時に備え、自力での避難が困難な方々への避難誘導や安否確認を平常時において町内会・自治会で対応ができるよう自主防災組織の取り組みが必要です。

「発生初期における支援体制の構築や災害・緊急時における要援護者の支援を強化するため、町内会・自治会、関係団体等との連携による安否確認の仕組みづくりの一翼を担うとともに、当別町地域防災計画にあった災害ボランティアセンターの役割を担うこととなるため災害ボランティアセンター設置運営マニュアルにより関係機関、住民の理解を深めます。

また、北海道社会福祉協議会との災害救援活動の支援に関する協定に基づき、担当職員の配置と研修の実施、災害用備品の確保を図ります。

4. 社会福祉協議会の組織体制の強化

○ 会員加入の推進

社協会員は、住民主体を原則とする社協活動の基本であることから、住民に対して社協活動の理解を深めてもらうため、積極的に出前講座等を開催します。

また、地域の福祉課題の解決や住民主体の組織体制の支援に努め、社協事業の理解を得るための啓発活動をおこない会員加入の推進を図ります。